

岡山市中学校体育連盟助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 中学校における保健体育教育の充実及び発展を図るとともに、中学生の健全なスポーツ活動の発展を促進するため、予算の範囲内において岡山市中学校体育連盟助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(助成事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校体育研究活動に関する事業
- (2) 生徒の体力及び競技力の向上に関する事業
- (3) 連盟の主催する各専門部別大会(備前西地区中学校体育大会、岡山市中学校総合体育大会、備前西地区中学校秋季体育大会及び強化練習会をいう。)及び審判講習会に関する事業
- (4) 専門部選手育成又は指導者養成に関する事業
- (5) その他岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた事業

(助成事業者)

第4条 助成事業者は、岡山市中学校体育連盟(以下「連盟」という。)とする。

(助成対象経費)

第5条 助成事業の実施に際し支出される経費のうち、助成金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に掲げるものに限る。

- (1) 選手及び教員の表彰費(20万円を上限とする。)
- (2) 教科及び部活動研究の研究費及び研修費(各40万円を上限額とする。)
- (3) 理事会等の運営に係る会議費(10万円を上限とする。)
- (4) 連盟主催の大会の開催に要する経費のうち、会場費(有料公共施設の使用料に限る。)及び消耗品費(大会に使用する用具に限る。)及び審判謝礼(外部からの審判に対する謝礼に限るものとし、1日上限3,000円とする。)
- (5) 部活動の選手育成及び指導者養成に要する経費のうち、講師謝礼、会場費(有料公共施設の使用料に限る。)及び消耗品費(事業に使用する用具に限る。)

(助成金額)

第6条 助成金額は、次の表の左蘭に掲げる経費区分に応じ、前条に定める補助対象経費に同表右蘭の補助率を乗じて得た額とする。

経費区分	補助率
教科及び部活動研究の研究費	50%
その他の経費	100%

(計画変更の承認)

第7条 規則第12条に規定する捕縄事業等の計画の軽微な変更は、助成目的を損なわない事業の細部の変更で、かつ、助成金の額が変わらない変更とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行し、平成17年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行し、平成18年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、平成23年度の助成金から適用する。